

薩摩川内市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 6 月 1 0 日

薩摩川内市長 田 中 良 二

薩摩川内市条例第 1 9 号

薩摩川内市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

薩摩川内市特別職の職員の給与に関する条例（平成 1 6 年薩摩川内市条例第 5 4 号）の一部を次のように改正する。

附則に次の 1 項を加える。

- 1 2 薩摩川内市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和 7 年薩摩川内市条例第 1 9 号）の公布の日の属する月の翌月及び翌々月においては、第 3 条の規定にかかわらず、市長及び行政管理部（契約検査室を除く。）を担任する副市長の給料月額、同条に規定する額から当該額の 1 0 パーセントに当たる額を減じて得た額とする。ただし、第 5 条第 3 項の期末手当基礎額の算出の基礎となる給料月額には適用しない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。